

「仲裁法等の改正に関する中間試案」に対する意見

経営法友会

今回の仲裁法制見直しの主な目的は、仲裁法の改正・国際調停に関する制度の創設を通じて国際仲裁を活性化し、日本の経済成長を促進する点にあると理解しているが、この点は、企業法務の観点からも歓迎すべきものである。

また、見直しの方向性についても、仲裁法制の共通基準であるモデル法に対応し、また調停に関するシンガポール条約と整合するものとなっていることから、最新の国際水準と足並みを揃えることで国際仲裁の活性化に資するものとなっていると考える。

このように、今回の見直しの主な目的・方向性について異存はないものの、「仲裁法等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という）のいくつかの論点について、企業法務の実務の観点から問題となりそうな点や、今後の議論で明確にされたい点があるので、以下で具体的に述べる。

I 暫定保全措置に関する規律（中間試案第1部第1）

企業法務における日々の契約実務で、仲裁地設定の際に最も気にする観点の一つは、執行・保全の実現可能性・簡便性である。特に売買契約等の日常業務に関する契約実務においては、契約締結の相手方が財産を有しておりかつそれらの財産への執行が容易である国を仲裁地として設定したいという問題意識がある。たとえば、中国と香港は、香港法・香港仲裁とした場合であっても、中国国内での仮保全実施が近時可能となった。これによってますます香港仲裁の利用は増えるものと考えられる。

上記の執行・保全の実現可能性・簡便性の観点を踏まえつつ、日本での国際仲裁利用を活性化させるためには、総論として、暫定保全措置に関する規律を設けることに異存はない。日本の仲裁法制がモデル法と足並みを揃えることで、国際標準に従った法制であるという安心感を外国の利用者に与えることは、国際仲裁を活性化させる上で重要であると考えられるからである。一方、上記の執行・保全の実現可能性・簡便性という観点を踏まえると、モデル法の趣旨を損ねない範囲で暫定保全措置に関する要件を具体化することも、国際仲裁利用の活性化のために望ましいものと考えられることから、以下で具体的に述べる。

1 暫定保全措置の定義（類型）（中間試案第1部第1・1）

債権者が暫定保全措置を申し立てるにあたり、どこまで債務者財産を特定する必要があるかは、本制度の運用を積み重ねていく中で、仲裁機関の規則等の下位規範で必要に応じて補足するなどの方法も含め、引き続き検討していく必要がある。特定をどの程度必要とするかによって、仲裁利用者たる債権者がどの程度手間をかけて事前調査を行う必要があるのかも変わってくるためである。債権者は、債務者の

財産散逸防止を避けるために、すみやかに仲裁を検討することが多いので、主要な財産としては、不動産、売掛金、預貯金等が考えられる中、それぞれにおいてどの程度の特が必要かをあらかじめ一定程度示しておくことは利用者にとって重要であり、特に日本の執行実務がわからない海外企業にとっても利用しやすい制度を整えることで、日本を仲裁地とする国際仲裁の活性化につながると考える。

2 暫定保全措置の発令要件（中間試案第1部第1・2(1)）

暫定保全措置発令のための要件とされている、①「申立人に生ずる著しい損害を避けるため当該暫定措置又は保全措置を必要とすること」、②「本案について理由があるとみえること」は、いずれも不明確である。仲裁のメリットである柔軟な判断確保という観点から、一定の仲裁廷の裁量が必要ということは認識しつつも、仲裁の利用促進に向けて、海外企業が条文を読むだけで一定程度理解できるように明確にするべきである。

①の要件は、必ずしも代表的な仲裁機関（SIAC、HKIAC、ICC等）の各仲裁規則上においても「著しい損害を避けるため」という点までは明文規定とはなっていないが、仲裁の実務上の運用を踏まえ一定程度明らかにすることが望ましい。

②の要件は、暫定保全措置のハードルを高くするものとして、海外企業による日本仲裁を回避する理由につながることを懸念する。したがって、この要件が認められるためにはどの程度の証明が必要になるのかを明確にすべきである。

3 暫定保全措置の担保（中間試案第1部第1・3）

訴額と担保提供額の相関性等は、たとえば仲裁機関の規則等の下位規範で必要に応じて定めるなどの方法も含め、一定程度の担保額の目安を明確にすべきである。

4 暫定保全措置の変更等（中間試案第1部第1・5）

暫定保全措置は、情報が不確定な中で迅速に申し立てる必要がある。発せられた暫定保全措置の取消し・変更・停止の当事者申立てはどのような場合に認められる可能性があるのか、明確にすべきである。

暫定保全措置申立てが認められたにもかかわらず、取消し・変更・停止を認めるということは、暫定保全措置の実効性確保・安定運用の観点から疑問が生じることとなり、利用しやすさという観点からは望ましくないからである。

また、資産凍結された被告がとりあえず暫定保全措置停止を申し立てる事態も想定されるので、原告としてはこの事態をどの程度気にするべきなのかを検討する上で、明確にされていることが望ましいからである。

そして、仲裁廷の職権による暫定保全措置の取消し・変更・停止はどのような場合に発動されるかも明確にすべきである。これも上記意見と同様、仲裁判断の柔軟性確保の必要性はある一方で、暫定保全措置の実効性確保・安定運用の観点から疑問が生じないようにすることが望ましいからである。

5 暫定保全措置に係る費用及び損害（中間試案第1部第1・7(1)）

中間試案第1部第1・7は、暫定保全措置の取消し・変更・停止の申立てと同様、仲裁廷が一度暫定保全措置を発したにもかかわらず、後で覆ることが前提となっているようにも読める。当事者からすれば暫定保全措置申立ての際にできる限りの証拠は仲裁廷に出し尽くした後で、「要件を欠く」として判断が覆ることに違和感がある。また、暫定保全措置濫用防止のために担保供出がされていることが多いと思われる中で、加えて損害賠償が命じられるともなればさらに不意打ちにもなる。したがって、具体的にどのような場合に「要件を欠く」ということになるのか、明確にすべきである。

6 暫定保全措置の承認及び執行（中間試案第1部第1・8(2)）

上記4の暫定保全措置の変更等（中間試案第1部第1・5）とも関連するが、中間試案第1部第1・8(2)ウでは、どのような場合に裁判所が執行決定手続の中止をできるかが不明確であることから、被申立人からすれば、暫定措置または保全措置の取消し・変更・効力停止の申立てをとりあえず行うという実務になることが予想される。したがって、裁判所が執行手続を中止することができる基準を明確化すべきである。

7 暫定保全措置の承認及び執行、仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略（中間試案第1部第1・8(2)、第3・3）

中間試案第1部第1・8(2)イおよび第3・3では、裁判所に対し執行決定を求める申立てをする際、または仲裁関係事件手続において、裁判所が「相当と認めるとき」は、暫定措置もしくは保全措置の命令書、または仲裁判断書の日本語による翻訳文の提出を要しないとしているが、どのような場合に相当と判断されるか明確にすべきである。

II 調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設（中間試案第2部）

1 適用範囲（中間試案第2部2）

国際商事分野における紛争解決方法の選択肢に限りがある現状を踏まえると、国際性を有する和解合意については執行力を付与する実務上のニーズがあるものと思われ、とりわけ国際調停に関してはスピード感をもって法整備を進める必要があると考えている（【甲案】）。とはいえ、国際調停に係る法整備を迅速に行う障害にならないのであれば、執行力を付与する対象を国際事案に限定せずに【乙1案】や【乙2案】を採用することも考えられる。国内事案においても、執行証書等の制度と本制度とを併存させ、調停による和解合意に基づく強制執行を可能にする制度をいくつか用意することで、より柔軟な紛争解決制度の創設につながるものとする。

2 一定の紛争の適用除外（中間試案第2部3）

適用除外となった紛争については、和解合意をしても執行力が付与されないことになるため、どのような紛争が適用除外とされるかは重要である。事業者の立場からは、適用除外となっている紛争のうち、

特に①消費者と事業者との間の紛争、②個別労働関係紛争の具体的内容を明確にされたい。

3 和解合意に基づく民事執行の合意（中間試案第2部4）

シンガポール条約との整合性を考慮した結果、民事執行の合意の時期およびその態様については、現時点では明確に規定しないこととしたものと理解している。一方で、当事者がいつまでにどのような方法で民事執行の合意をすればそれが有効な合意となるのかが明らかでなければ、事業者の立場からは利用しにくい調停制度になってしまう可能性もあるため、この点が明らかになるよう検討されたい（特に書面性の要否）。

なお、仲裁合意（中間試案第1部第2）および和解合意（中間試案第2部6）において書面性が要求されている点および事後の証明の点を踏まえると、和解合意に基づく民事執行の合意についても書面性を要求することが望ましい。

4 書面によってされた和解合意（中間試案第2部6）

中間試案第2部6(2)では電磁的記録の書面性の要件、同(3)では電磁的記録の署名の要件が提案されているが、両者の関係について明確になるよう検討されたい（電磁的記録による場合に限らず、調停による和解合意に執行力を付与するためには、和解合意について書面性と署名の両方の要件の充足が必要という理解でよいか明確にされたい）。

なお、中間試案において、仲裁合意の書面性（第1部第2）および調停による和解合意の書面性（第2部6）が提案されているが、両合意の書面性の要件は同一内容との理解でよいか明確にされたい。要件として同一内容である場合、口頭によって和解合意が成立したことを音声によって記録した場合も書面性要件を充足することになると思われるが、和解合意に執行力を付与するためには署名の要件の充足も必要とのことであれば、この場合にどのような条件を満たせば署名の要件が充足されるのかについても明確にされたい。

5 和解合意の執行決定（中間試案第2部7(2)）

日本における国際調停の活性化（ひいては国際仲裁の活性化）のためには、仲裁判断の執行決定の場合（中間試案の補足説明32頁）と同様に、和解合意の日本語による翻訳文を提出しなくてよいケースを規定するのが望ましい。企業法務の観点からは、仲裁判断の執行決定のケースと異なる取扱いが必要な特段の理由はないと考えるが、この点を踏まえ検討されたい。

6 和解合意の執行拒否事由（中間試案第2部8）

和解合意の執行拒否事由の⑩や⑪等については、具体的にどのようなケースが該当しうるのか、調停の持つ柔軟性等のメリットやシンガポール条約の趣旨を損ねない範囲で、可能な限り明確にするのが調停の活性化の観点から望ましい。執行拒否となるケースが明確であるほど、安心して日本の裁判所に対して和解合意の執行決定を求める申立てを行うことができ、より利用しやすい調停制度になると考える。